

新治恵みの里発展会 会則

新治地区は、市民の森として横浜最大の「新治市民の森」を擁し、駅からは徒歩20分圏内には良好な田畠が広がり、昔ながらの田園風景を残し散策者も多く、さらに身近には370万人市民の生活が在って、現在農業経営のキーワード「地産地消」に最も適した農業地区である。

また、このような恵まれた環境の中で、さらに横浜市の農業施策としての「恵みの里事業」の指定を受け、今後の農業経営にとって強力な応援となり、これに感謝し、次世代に今の農環境を引き継ぐことが地元農家の責務である。

このような認識の基に「新治恵みの里発展会」を、主体的・自主的・創造的・発展的に展開して行くため、ここに会則を制定する。

(名称と事務所)

第1条 本会は、新治恵みの里発展会（以下「会」という。）と称し、主たる事務所を、事務局長宅に置く。

(区域)

第2条 会の区域は新治恵みの里区域とする。ただし、直売に関しては会が認めた区域外の人も参加できる。

(会員)

第3条 会の会員は第2条に定める区域に農地または住所を有する農業者で事業を実施する家族単位とし、正当な理由がなければ加入を拒むことはできない。また、脱会は自由とする。

(目的)

第4条 横浜市から指定を受けた農業振興を図る恵みの里事業を積極的に推進して、緑区新治地区での農と市民との交流を活発に行い、また、農家にとっても恵みと喜びを感じながら、地元農家が日々と築き上げた、この豊かな農景観と田畠を次世代に引き継いで行くこととする。

(事業)

第5条 会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 農業者と地域住民との交流により、農業理解を進めるための事業。
- (2) 地域農産物の生産振興と地域消費を進めるための事業。
- (3) 樹林や田園の景観を生かしながら、地域住民の憩いの場、レクリエーションや農体験の場を作ることにより、農地及び緑の保全と農業経営の安定化を図るための事業。
- (4) 会を運営するに必要な事務処理事業。
- (5) その他、目的達成のために必要な事業。

(組織)

第6条 会には、事業を推進するために次の部会を置く。

- (1) 直売部会
- (2) 農業体験部会
- (3) 景観保全部会
- (4) 交流部会

2 各部会の設置は、会で決定する。

(役員選任)

第7条 会の業務を円滑に運営するために、次の役員を置く。

- (1) 会長1名 (2) 副会長1名 (3) 会計1名 (4) 会計監査2名
- (5) 事務局長1名 (6) 各部会長

2 役員の選任は、総会において会員の中から選任する。各部会長は各部会の互選とする。

3 必要に応じて、顧問相談役を置くことができる。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、まとめる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の経理事務を行う。
- (4) 会計監査は、本会の経理の状況を監査する。
- (5) 事務局長は、事務全般を行う。
- (6) 各部会長は、部会をまとめ、事業を推進する。
- (7) 顧問相談役は、事業の推進に際し、必要な助言を行う。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了または辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なう様努力しなければならない。

(役員の解任)

第10条 役員が会則に違反し、また会の対面を汚す行為があったときは、総会の決議により解任することができる。ただし、本人に弁解の機会を与える。

(会議)

第11条 会には、総会・役員会・及び各部会を設置する。

- 2 総会、役員会は、会長が招集する。部会は、部会長が招集する。
- 3 通常総会は、年1回開催する。
- 4 必要により臨時総会を開催する。招集は会長、または、総会員の2／3分以上から、会議の目的事項を示して開催の請求があったときに行う。

(総会議決事項)

第12条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

- (1) 収支決算及び事業実績報告
- (2) 収支予算及び事業計画

- (3) 会則の改正
- (4) 役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払い方法
- (5) その他、会の業務に関する重要事項

(役員会及び議事事項)

第 13 条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局長及び直売に出店している会員並びに恵みの里事業に参加している会員で構成し、最低 2 ヶ月に一度は開催し、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 第 5 条事業に関する立案並びにその執行に関する事項
- (2) 総会に呈示する議案
- (3) 会の業務に関する重要事項

(経費)

第 14 条 会の運営に必要とする経費は、農家負担金・横浜市からの補助金、奨励金・事業参加者の参加費その他の収入をもって当てる。

(会計年度)

第 15 条 会の運営及び会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、出納の閉鎖は 4 月 30 日とする。

(解散)

第 16 条 総会員の 2 / 3 以上の承諾を得て、総会の議決に基づいて行なう。

(残余財産の処分)

第 17 条 会の解散の時に有する残余財産は、総会員の 2 / 3 以上の承諾を得て、各会員の事業参画貢献度を考慮して按分し、処分する。

(その他)

第 18 条 その他、会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この会則は、平成 28 年 9 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2. 対外的な契約上の旧名義、印鑑の効力は切り替え時まで有効とする。

この会則の施行前に、新治恵みの里準備会会則の規定によりなされた契約、その他の行為については、この会則の相当規定によりなされたものとみなす。

(予算執行措置)

3. 予算の執行については、平成 28 年 4 月 1 日に遡って適用する。